

物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示

物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1329号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請書の提出)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項本文の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>第8条第2号</u>の規定により資格を失った後、新たに法令の規定による許可、指定、登録等（以下「許可等」という。）を受けた者</p> <p>(5) <u>第9条第1項</u>の規定により資格を取り消され、その期間が経過した者</p> <p><u>(等級別区分)</u></p> <p><u>第5条 知事は、第2条第1項の資格基準に適合すると認める者（以下「資格者」という。）につき、必要に応じて等級別の格付け（以下「等級別区分」という。）を行う。</u></p> <p><u>2 前項の等級別区分は、次に掲げる事項につき審査の上行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 年間平均生産（販売）高</u></p> <p><u>(2) 従業員数</u></p> <p><u>(3) 自己資本額</u></p> <p><u>(4) 生産に要する減価償却資産の額</u></p> <p><u>(5) 流動比率</u></p> <p><u>(6) 営業年数</u></p> <p><u>(7) ISO認証（国際標準化機構が定めた規格の認証をいう。）の取得の有無</u></p> <p><u>(8) 障害者の雇用状況</u></p> <p>(名簿の作成及び通知)</p> <p>第6条 知事は、第2条第1項の資格審査を行ったときは、<u>資格者</u>につき名簿を作成し、又はこれに追加し、その結果を申請書を提出した者に通知するものとする。</p>	<p>(申請書の提出)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項本文の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>第7条第2号</u>の規定により資格を失った後、新たに法令の規定による許可、指定、登録等（以下「許可等」という。）を受けた者</p> <p>(5) <u>第8条第1項</u>の規定により資格を取り消され、その期間が経過した者</p> <p>(名簿の作成及び通知)</p> <p>第5条 知事は、第2条第1項の資格審査を行ったときは、<u>同項の資格基準に適合すると認める者（以下「資格者」という。）</u>につき名簿を作成し、又はこれに追加し、その結果を申請書を提出した者に通知するものとする。</p>

<p>(名簿の有効期間)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(指名競争入札の参加者の指名)</p> <p>第10条 知事は、指名競争入札の参加者を指名するときは、当該物品に係る資格者で、かつ、<u>等級別区分を行った場合</u>においては、<u>当該物品の予定価格に応じた等級（以下「相当等級」という。）に格付けされているもの</u>のうちから行うものとする。ただし、<u>契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると知事が認めるときは、相当等級の上位又は下位の等級に格付けされている資格者から指名することができる。</u></p> <p>(指名競争入札の参加者の指名の特例)</p> <p>第11条 [略]</p>	<p>(名簿の有効期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(指名競争入札の参加者の指名)</p> <p>第9条 知事は、指名競争入札の参加者を指名するときは、当該物品に係る資格者のうちから行うものとする。</p> <p>(指名競争入札の参加者の指名の特例)</p> <p>第10条 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成20年1月5日から施行する。